

令和5年度 東広島市立入野小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

東広島市立入野小学校（以下「本校」という）では、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）に基づき、本校いじめ防止基本方針をここに定める。

いじめの問題に取り組むに当たっては、本校における児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的に、いじめのない学校を構築するために、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図り、いじめの防止、いじめの早期発見及び対応についての基本的考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制を整えていく。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

これらのいじめの行為の中には、明らかに犯罪行為として取り扱われるべきものも認められ、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えたり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあるものもある。これらについては、関係機関や警察等と連携を図り、早期に連絡（通報）相談等の対応を取る。

(2) いじめに対する基本的な考え方

(いじめの禁止)

いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであるが、本校児童は、決して、行ってはならない許されない行為である。

(学校及び教職員の責務)

ア いじめは、絶対に許されないものであるという毅然とした態度で臨む。全ての児童が安全に、安心して学校内外の様々な活動に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

イ 全ての児童が、いじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられている児童にとって、心身に深刻な問題であることを理解できるように指導しなければならない。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、学校の最重要課題の一つである。一人の教職員が抱えこむことなく、学校が一丸と

なり組織として対応しなくてはならない。

エ 教職員は、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底、児童自らいじめをなくそうとする態度を身に付けさせることなど、望ましい集団づくりと併せて指導しなくてはならない。

オ 本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更に再発防止に努めなければならない。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、保健主事（養護教諭）、生徒指導主事、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて生徒指導委員会を開催する。

(2) 職員会議

月に一度、全教職員で、配慮を要する児童の現状や指導事項について、情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ防止委員会

別途設置要綱を定めていじめ根絶に係る業務を遂行する。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) わかる授業（生徒指導の三機能を踏まえた授業）づくり

- ・基礎的・基本的事項の徹底習得及び定着
- ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
- ・振り返りの時間の充実

(2) 学習規律の徹底

- ・「入野っ子の1日」の徹底
- ・正しい姿勢（立腰）、発表の仕方、聞き方の指導

(3) 学級集団づくり

- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

(4) 体験活動の充実

- ・豊かな体験活動（社会体験、自然体験、交流体験等）の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

(5) 縦割り班活動の実施

- ・登下校班での関わり
- ・縦割り班での掃除活動の充実

(6) 児童会活動の充実

- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動の充実
- ・学校行事の主体的な関与や運営
- ・委員会活動の充実

(7) 道徳授業の充実

- ・自己肯定感のもてる授業
- ・人権尊重の精神や思いやりの心の育成
- ・「いじめ」の本質や構造の理解

(8) 情報モラル教育の徹底

- ・インターネットに関する使用状況調査を通じての情報特性（流通性・匿名性）の理解
- ・児童や保護者に対する情報モラル研修会の開催

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・中学校区内の保育所・幼稚園、小学校、中学校との情報交換や交流学習の実施

5 いじめ早期発見のための取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。定期的な面談や各種調査を併用し、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察や生活状況の把握

- ・出席をとるときの声、表情の観察
- ・授業中の発言や姿勢、態度の観察
- ・休憩時間や放課後の様子の把握
- ・ノート、日記内容（課外活動・交友関係や悩み）の把握

(2) いじめ実態調査

- ・定期的な調査の実施
いじめアンケート（保護者・児童）の実施（6・10・2月）
個人面談や児童からの聞き取り調査の実施

(3) いじめ相談体制の整備

- ・いじめ相談、教育相談週間の設定・周知（4月、10月）
- ・校外の相談機関の周知

6 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合

- ・速やかに管理職に報告し、事実を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合

- ・生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(3) 再発防止

- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童への支援

- ・いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 関係保護者との対応

- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為としてのいじめ対応

- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 具体的な対応

発生事案が、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通理解の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を行う。

ア 問題解決への対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- ・重大事態対応プロジェクトチームの編成
- ・関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTA役員との連携
- ・関係児童への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- ・全校保護者への対応
- ・マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- ・教育委員会連携の下での外部有識者の招聘
- ・問題の背景・課題の整理，教訓化
- ・取組の見直し、改善策の検討・策定
- ・改善策の実施

8 取組の検証と実施計画等の見直しについて

いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返り評価を行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。また、年度内の各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数並びに不登校児童数などの具体的な数値を基に、取組の検証を行い、次年度の年間計画を策定する